

令和8年度うじ市民活動サポート事業 応募の手引き

市民の学びや活動の成果を、豊かな暮らしの創造や新しい地域づくりに生かすため、生涯学習センターが市民の企画・運営する事業をサポートします。

1. 応募資格

グループ、個人を問いません。ただし、「うじ市民活動サポート事業」として過去に5回以上採択を受けておらず、宇治市内在住・在勤・在学であること(グループの場合は構成員の半数以上)が必要です。

2. 募集事業の内容

〈事業の内容〉

①豊かな暮らしの創造や、新しい地域づくりに結びつくもの

②広く市民に開かれた独創性のあるテーマをもつもの

※ただし、「特定の企業、団体などの宣伝や営利にかかわるもの」「特定の政党、宗教の宣伝や利害にかかわるもの」及び「令和8年度に宇治市から別に助成を受ける事業(連続する事業の一部が助成対象の場合も含む)」は除く。

〈募集事業の形態〉

①市民を対象とする講座・講演会・実習・イベント・ワークショップ等

②講座回数は、1回～5回

〈参加費〉

材料費やテキスト代、事業運営費の実費分を参加費として受講者から徴収できます。ただし、材料費やテキスト代などの実費分を除き、参加費は事業の趣旨に沿った適切な範囲とします。

参加費が有料の場合は、第2号様式「事業収支予算書」を別途ご提出ください。

3. 生涯学習センターが行う支援

①会場及び付帯設備の提供・使用協力

・生涯学習センター及び公民館を、会場として無償で提供します。

※令和8年8月から令和9年1月末までは生涯学習センターの改修工事を行うため、期間中は各公民館での実施となります

②広報協力

・チラシ1,000枚の印刷・配布協力

用紙を提供します。また、印刷機を無料でご使用いただきます。

ただし、原稿の作成・印刷作業については、事業実施者(申請者)に行っていただきます。

さらに、市内各施設へのチラシ配架を当センターから依頼します。

・宇治市政だよりでの広報

掲載は1事業につき1回のみ。

・当センターの生涯学習情報紙やホームページへ掲載します。

③職員のサポート

当センター職員が、講座・イベントの実施方法や広報などの相談に応じます。

裏面あります。

4. 募集期間、実施期間、募集事業数

募集期間	令和 7 年11 月 10 日(月)まで
事業実施期間	令和 8 年5月1日(金)～令和 9 年3月 5 日(金)
募集事業数	8 事業以内

5. 応募方法

希望する事業実施者は、市民企画事業申請書に必要事項を記入して、令和7年11月10日月曜日(必着)までに、生涯学習センターに来館、郵送、FAX、E メールにて提出してください。

(応募先) 宇治市生涯学習センター

〒611-0021 宇治市宇治琵琶45-14

TEL 0774-39-9500 FAX 0774-39-9501

E メール shogaigakushu@city.uji.kyoto.jp

6. 選考方法

応募された企画全てについてヒアリングを行い、審査会において実施事業を決定し、結果を各応募者に通知します。

- ・ヒアリング日程 12月 3 日(水)、4 日(木)、8 日(月)のいずれか
- ・決定通知の発送 1月下旬
- ・選考の基準
 - ①生涯学習の推進を図り、まちづくりをする視点に立った企画となっているか
 - ②テーマの選定が適切か、独自性があるか
 - ③企画内容が十分完成されているか
 - ④事業効果は期待できるか
 - ⑤サポートが必要か

7. 事業の運営

事業実施の決定を受けた場合は、参加者の募集に先立ち、事業の内容、募集の方法、会場、機材の使用等、事業の運営について、あらかじめ生涯学習センターと打ち合わせをしていただきます。

事業の実施に当たっては、生涯学習センターとの共催になります。

〈受講者の募集〉

開催が決定した事業は、多様な広報媒体を活用して広く参加者を募集してください。

〈事業の運営〉

事業の運営は、事業の決定を受けたグループ(個人)が責任を持って、自主的に行っていただきます。

8. 事業終了後の報告

事業の終了後、14日以内に事業実施報告書を生涯学習センターに提出していただきます。参加費を徴収された場合は収支報告書を添付してください。